

相談支援について

相談支援について(全体像)

- 障害者の自立した生活を支えていくためには、
 - ・ 障害者の抱えるニーズや課題にきめ細かく対応するため、必要な情報の提供や助言等を行うとともに、様々な地域の資源や、契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと
 - ・ また、個々の障害者への支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくことが必要であり、こうした相談支援の充実を図るため、以下の3つの観点から施策の充実を検討してはどうか。

1. 地域における相談支援体制
2. ケアマネジメントの在り方
3. 自立支援協議会

- ※ 相談支援は障害者施策全般に幅広く関わるものであり、上記のほか、
 - ・ 地域移行の促進のための相談支援は部会論点の「Ⅱ－①地域での生活の支援」
 - ・ 障害児に係る相談支援は部会論点の「Ⅲ 障害児支援－②相談支援等の充実」
 - ・ 成年後見制度の利用支援については部会論点の「Ⅶ－⑤の権利擁護（成年後見等）の普及方策」において検討を行う。

(参考)相談支援事業の現状

障害者相談支援事業

- ・一般的な相談支援(情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等)

【財源】 一般財源(交付税)

機能強化

- ・市町村相談支援機能強化事業(専門職員の配置等)
- ・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
- ・成年後見制度利用支援事業

【財源】 地域生活支援事業費補助金

国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・相談支援充実・強化事業

(家庭訪問等)

【財源】基金事業

(市町村／相談支援事業者に委託可)

(広域的・専門的な支援)

都道府県

サービス利用計画作成費の支給 (指定相談支援事業者)

- ・サービス利用のあっせん・調整

【財源】自立支援給付

国1/2、県1/4、市町村1/4

障害者自立支援法
第32条による
「サービス利用計
画作成費」の支給

障害者自立支援法
第77、78条による
「地域生活支援事
業」として実施

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者に限定

一般的な相談支援

サービス利用計画

1. 地域における相談支援体制

現状①

【市町村】

- 市町村では、次のとおり、一般財源(交付税)により一般的な相談支援を行うとともに、地域生活支援事業費補助金(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)により相談支援事業の機能強化を行っている。

一般的な相談支援 (一般財源)	<p><事業の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none">① 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)② 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)③ 社会生活力を高めるための支援④ ピアカウンセリング⑤ 権利の擁護のために必要な援助⑥ 専門機関の紹介 <p style="text-align: right;">等</p>
機能強化 (補助金)	<ul style="list-style-type: none">① 市町村相談支援機能強化事業 …… 専門職員を市町村等に配置② 住居入居等支援(居住サポート)事業 …… 入居支援や入居後の24時間支援を実施③ 成年後見制度利用支援事業 …… 成年後見制度の申立に要する経費、後見人等の報酬の全部又は一部を助成。

- 相談支援体制については、地域の実情に応じて適切な形で整備を進めることとされており、次のような例が想定されている。

- (1) 3障害に対応できる総合的拠点を設置 (平成20年4月現在で、63%の市町村が設置)
- (2) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携
- (3) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置(5%の市町村が設置)

現状②

【都道府県】

- 都道府県では、一般財源(交付税)、地域生活支援事業費補助金(国1/2、都道府県1/2)により、以下のような事業を実施している。

①専門性の高い相談支援	・ 発達障害者支援センター運営事業(補助金) ・ 障害児等療育支援事業(一般財源) 等
②広域的な支援	・ 都道府県相談支援体制整備事業(補助金) ……地域のネットワーク構築に向けた指導、調整等を行うアドバイザーを配置
③相談支援者の育成	・ 相談支援従事者研修事業(補助金)
④身体障害者相談員 ・ 知的障害者相談員	・ 身体障害者、知的障害者の相談に応じ、その更生に必要な援助を行うことを、社会的信望や熱意・見識のある者に委託。地域において様々な経験を活かした相談や助言等を行う役割が期待されている。 (一般財源。ただし相談員に対する研修については補助金)

現状③

【指定相談支援事業者】

- 指定相談支援事業者は、都道府県知事の指定を受けて、サービス利用計画の作成、事業者との連絡調整等の支援を行うこととされている。(P8～「2. ケアマネジメントの在り方」参照)
- また、市町村は上記の相談支援事業の実施を指定相談支援事業者に委託可能とされている。
- 指定相談支援事業者には、一定の研修を受けた相談支援専門員を配置することとされている。
(平成20年4月1日現在で全国2,735事業所)

課題①

(市町村ごとの取組状況)

- 障害者の自立を支援していく上で、障害福祉サービスとともに、相談支援の充実が必要であるが、一般的な相談支援は市町村の一般財源(交付税)による取組であり、取組状況に差があるとの指摘がある。

(参考) 市町村による主な意見 (実施状況とあわせ調査したもの(障害福祉課調べ))

- ・ 相談支援事業の財源が交付税での措置であり、財源確保が課題
- ・ 3障害まとめて相談することができる人材の確保や、体制の整備が課題
- ・ 相談支援専門員の資質向上が課題

- 地域生活支援事業費補助金による相談支援についても、取組状況に差がある。

(参考) 市町村における実施状況(20年4月1日現在)

・ 市町村相談支援機能強化事業 (専門職員の配置等)	実施	40%	実施予定	8%	未実施	52%
・ 居住サポート事業	実施	11%	実施予定	3%	未実施	86%
・ 成年後見制度利用支援事業	実施	31%	実施予定	6%	未実施	63%

(相談支援の質の確保)

- 現在、相談支援について、直営のみで行っている市町村が22%、相談支援事業者に全部又は一部を委託している市町村が78%となっている。
 - ・ 市町村直営で行っている場合
 - … 各市町村でケースワーカー等を配置して実施しているが、人事異動などがあるため質の維持・向上が課題になっているとの指摘がある。
 - ・ 相談支援事業者が行っている場合
 - … 相談支援従事者に対する研修事業で質の向上を図っているところであるが、事業者によって相談支援の取組状況や支援内容に差があるとの指摘がある。
- また、障害者同士によるピアカウンセリングや身体・知的障害者相談員による相談援助を活用することにより、厚みのある相談支援を行うべきとの指摘がある。

(総合的な相談支援を行う体制)

- 障害者の相談支援について、多様なニーズや課題を抱える障害者がいる中で、一般的な相談支援からサービス利用の支援、地域移行の支援、地域生活における24時間の支援、権利擁護など、多様な相談支援を提供し、かつ、それぞれの障害者のライフステージに応じて一貫して支援していけるような総合的な相談支援の体制を、今後、それぞれの地域で充実させていくことが必要となっている。
- また、地域における相談支援体制の整備を図るとともに、相談支援に専門的に対応する人材の確保やノウハウの蓄積を通じて質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置することを検討すべきとの指摘がある。

【論点(案)】

(地域における相談支援体制の強化)

1. 地域における相談支援体制について、市町村による相談支援の充実や地域生活支援事業費補助金の活用を促すことなどにより、全国的に必要な相談支援の事業が実施されるよう、強化を図っていくべきではないか。

(相談支援を担う人材の質の向上)

2. 相談支援を担う人材について、研修事業の充実を図るなど、質の向上を図っていくべきではないか。

また、障害者同士のピアカウンセリングなどの活用を図っていくべきではないか。

(総合的な相談支援を行う体制)

3. 地域における相談支援体制の整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置するなど、総合的な相談支援体制を充実させていくことについて、どのように考えるか。

2. ケアマネジメントの在り方

(1) サービス利用計画作成費

現 状

- 一般的な相談支援に加え、障害者自立支援法では、支給決定を受けた障害者(児)であって一定の要件を満たす者に対し、「サービス利用計画作成費」を支給し、サービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行う等の支援を受けられるようにしている。

<サービス利用計画の内容> … 次ページ参照

- ・ 障害者の生活に対する意向・ニーズ
- ・ 総合的な援助の方針
- ・ 生活全般の解決すべき課題
- ・ 提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期
- ・ 障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料、これを担当する者
- ・ 障害福祉サービスを提供する上での留意事項

※単なるサービスの
組合せだけでなく、
生活全般に関わる
援助の目標や計画
を作成

- 現行では、「サービス利用計画作成費」の対象者は、次の場合に限定されている。

- ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者(寝たきり状態にある者等)

サービス利用計画の例 ①

受付 No. 氏名 A 様 〇〇 年 〇 月 〇 日作成

援助の全体目標	家族(父親)が長期入院することになり、自宅で一人暮らしが始まります。Aさんの生活が安定できるように支援を行います。Aさんの「自分の出来ることを増やしたい。仕事にも就きたい」という希望を実現できるよう支援を行います。	
	短期目標	長期目標
	一人暮らしを始めます。不安だけれど応援してくれる人と出来ることを一つずつ増やします(簡単な調理が出来るようにする)。	訓練を受けて少しでも早く仕事に就けるようにします(目標1年後)。

ニーズ	援助目標	サービス内容・頻度・時間	提供先・担当者・適要
夜が不安だ。ドアも壊れているので直して欲しい。	夜間、留守の時の戸締まりを確認し、また緊急時(困ったとき)の対応が出来るように図を作成し説明して安心出来るようにします。	①ドアの修繕(2ヶ所)・緊急時のSOSの方法を図にして説明 ②自分で戸締まりを行う ③隣家の協力(夜間の戸締まり、消灯確認) ④民生委員2名(毎週土・日曜)の見守り訪問(時間未定)	支援センターC(〇〇) TEL **-#### 自分 隣家(〇〇・〇〇) 民生委員(〇〇) TEL **-++##
自分で出来ることを増やしたい。	一人暮らしの不安をやわらげ、生活に必要な技能が身につくように支援します。まずは、おかずを1~2品程度、自分でつくれるようになるためヘルパーと一緒に作ります。	①ホームヘルプの利用(6回/週) 火曜・木曜・金曜・土曜(17:00~18:00)調理中心 水曜(17:00~18:30)日曜(10:00~11:30)調理と掃除中心 ②市障害者料理教室(月曜/週) ③生活支援事業(月曜)9:00~10:00 *電話の練習、土日の買物のお釣りの確認と整理など。 ④農作業を行う *田を荒らさないように草刈りをする	サポートセンター〇〇 (〇〇主任) TEL **-#### 市社会福祉協議会(〇〇) TEL **-#### 社会福祉法人〇〇 生活支援事業所〇〇(〇〇課長) TEL **-#### 自分
働きたい。	働くための生活リズムを作ります。どんな適性があるのか確認し、2ヶ月後には週5日の通所を目指します。	①就労移行支援(火曜・水曜・木曜・金曜)9:00~16:00 ②自力で休まず通所する	社会福祉法人〇〇就労移行事業所〇〇 (〇〇サービス管理責任者) TEL **-####
同年代の一人暮らしの様子を知りたい。	仲間や友人を増やしましょう、情報を増やしましょう。	①〇〇サロン 土曜/2週(14:00~16:00) *その他にある本人活動の参加は様子を見ながら、本人の希望に基づいて。	サポートセンター〇〇 (〇〇) TEL **-####
入院したら父を見舞いに行きたい。	定期的に見舞いに行けるようにガイドヘルパーと一緒に道順を覚えましょう。	①移動支援事業(毎週月17:00~・土曜日10:00~) 約2時間程度	サポートセンター〇〇 (〇〇) TEL **-####
将来も安心できるように支援してほしい。	財産管理や金銭管理が出来るよう支援します。	①叔母が月に1度(第2日曜日)訪問し確認する ②1週間の使ったお金を記録する ※近い将来、成年後見制度の利用を検討する必要がある	叔母〇〇 自分

サービス利用計画の例 ②

受付 No	氏名	A	様	〇〇年 〇月 〇日					備考	
	月	火	水	木	金	土	日			
早朝	0:00							①移動支援は、父親の病院見舞いに一人で行ける(道順を覚える)までの間、利用する。 ②生活支援事業・調理訓練は1ヶ月後に再評価し可能ならば就労移行支援の利用に変更を予定。 ③金銭管理は叔母が確認する。1週間の管理は生活支援(訪問)で行う。		
	1:00									
	2:00									
	3:00									
	4:00									
	5:00									
	6:00	起床								
	7:00	朝食								
午前	9:00	生活支援(訪問)	就労移行(通所)	就労移行(通所)	就労移行(通所)	就労移行(通所)		④生活支援(訪問)には、相談支援専門員も同行。		
	10:00						移動支援			
	11:00	料理教室							ホームヘルパー	
午後	12:00							⑤サロンは月2回のペースで参加		
	13:00						昼食			
	14:00						サロン(月2回)			
	15:00									
	16:00									
	17:00	移動支援	ホームヘルパー	ホームヘルパー	ホームヘルパー					
夜間	18:00							⑥夜間は電気の消灯を隣家が確認する。		
	19:00		夕食							
	20:00									
	21:00									
	22:00	就寝準備・就寝								
	23:00									

(サービス利用計画作成費の対象者)

- 障害者自立支援法では、障害者にケアマネジメントを提供するためサービス利用計画作成費の制度を導入したが、20年4月の利用者数は全国で1,920人(速報値)に過ぎないという状況となっている。
- 都道府県によっても、利用者が比較的多いところから、利用者がいないところまで利用状況に差がある。

→ 利用が少ない要因としては、サービス利用計画の作成が支給決定の後になっており、市町村やサービス事業者が一般的な相談支援の中で可能な範囲で対応していることが考えられ、(2)のとおり、サービス利用手続の在り方を検討していくことが必要。

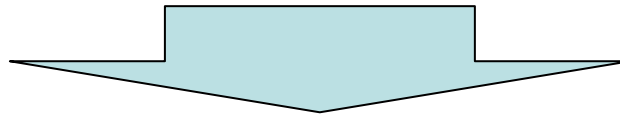
同時に、現在は、サービス利用計画作成費の対象者を限定しているが、今後、障害者の地域における自立した生活の支援を強化し、障害者が地域において継続して安心して暮らしていけるようにするためなど、次の視点から、対象者について拡大を検討していくことが必要。

[検討の視点]

- ・ 障害者が施設から退所等した後に、地域で継続して安心して生活していけるようにするため、あるいは家族から独立した生活を目指していくためなど、障害者の地域における自立した生活を支えていくためには、定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要があるのではないかと。
- ・ ケアマネジメントにより専門的な者からのアドバイスを活用して、当該地域におけるサービスを幅広く組み合わせる利用できるようにすることは、障害者にとって選択肢の拡大につながるのではないかと。

(続き)

- ・ 更に、施設入所者についても、新体系において、日中活動を適切に組み合わせて利用していくことや、地域移行に向けたコーディネートを行っていくために、ケアマネジメントの対象としていくことが考えられるのではないか。精神科病院の入院者についても、退院に向けてケアマネジメントの対象としていくことが考えられるのではないか。等



【論点(案)】

(サービス利用計画作成費の対象者)

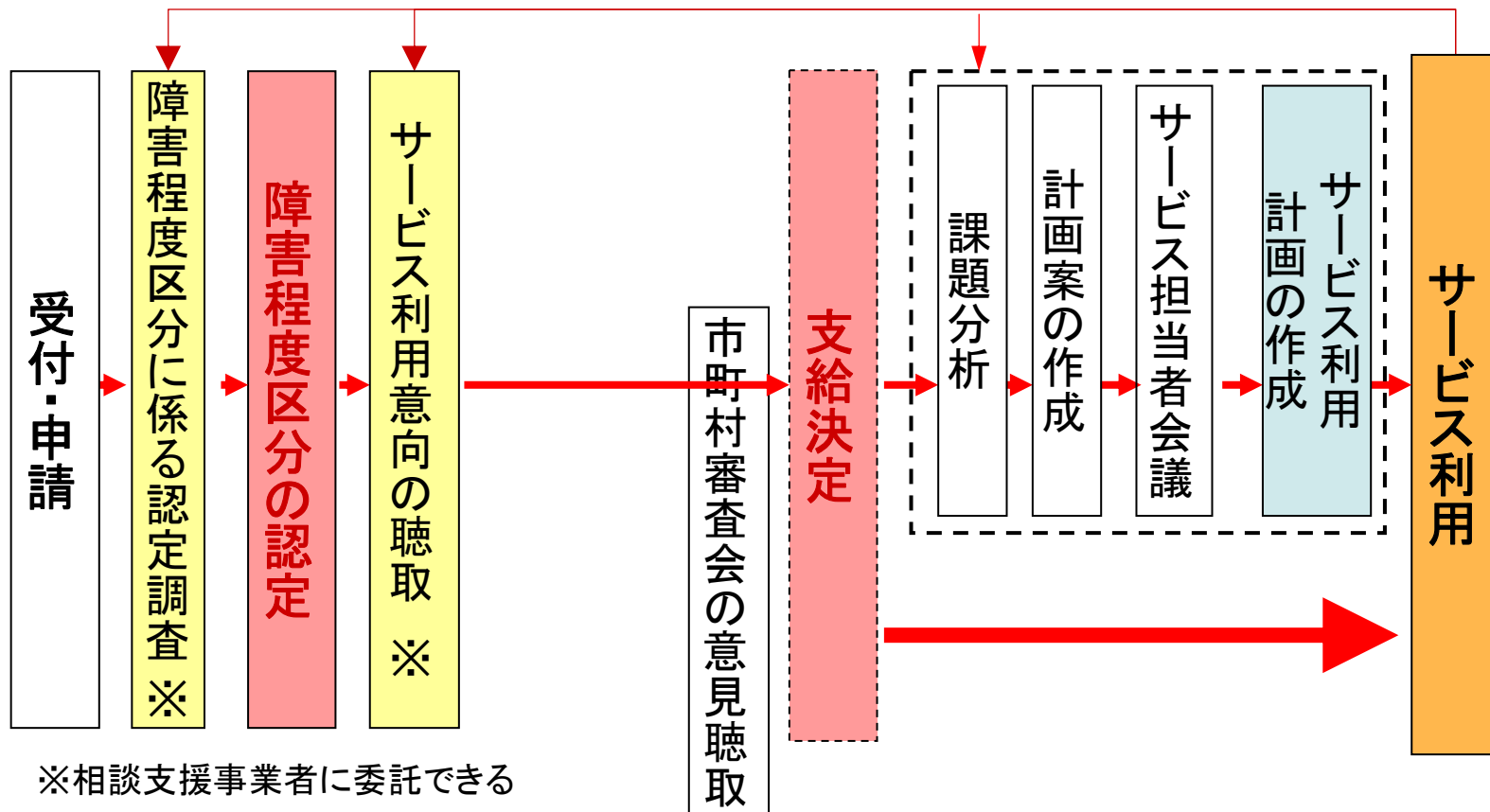
障害者の自立した生活を支えていくため、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していけるよう、サービス利用計画作成費について、施設入所者等を含め、対象者を拡大していくことについて検討していくべきではないか。

(2) サービス利用手続の在り方

現状

- 現行は、市町村は、障害程度区分、障害者を取り巻く環境、サービス利用意向を勘案して支給決定を行う。
(各市町村が予め定めた支給基準と乖離した支給決定案の場合には市町村審査会に意見を求める。)
- また、サービス利用計画の作成手続は、支給決定後(利用できるサービスが決まった後)となっている。

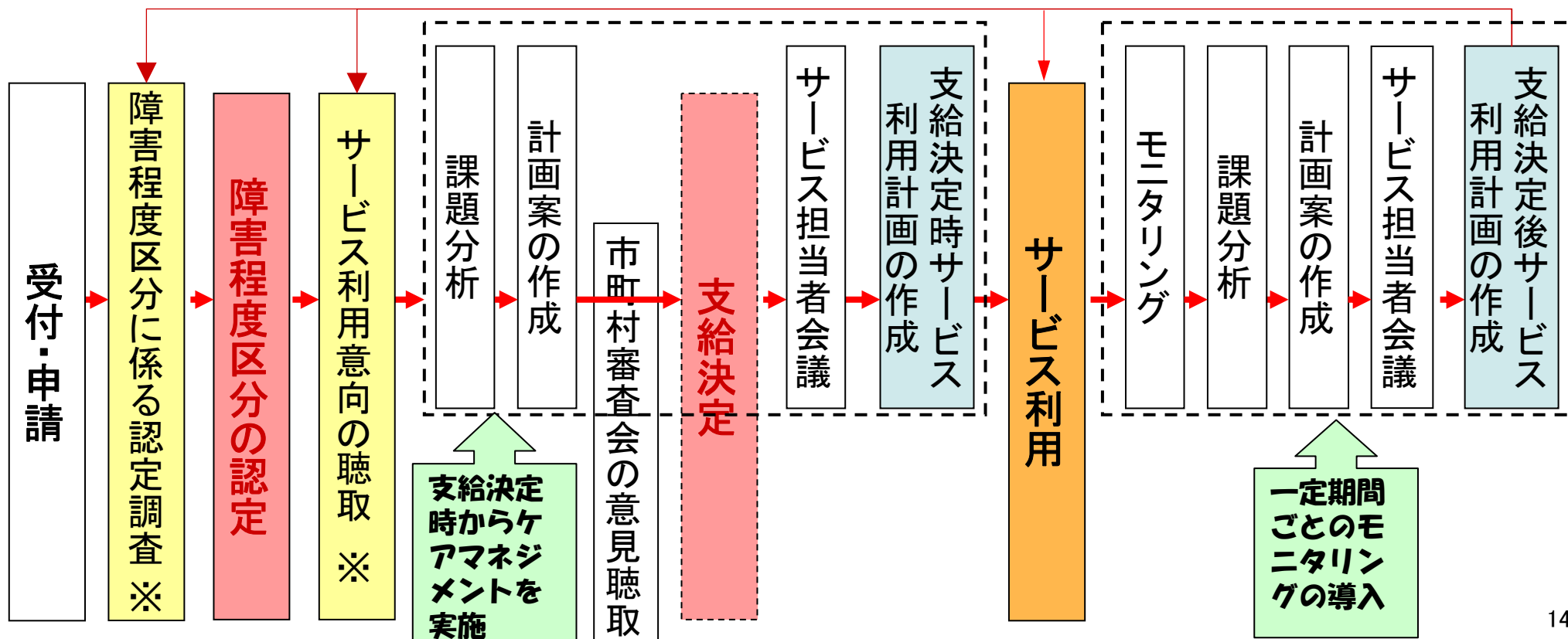
【現行の支給決定プロセス】



課題

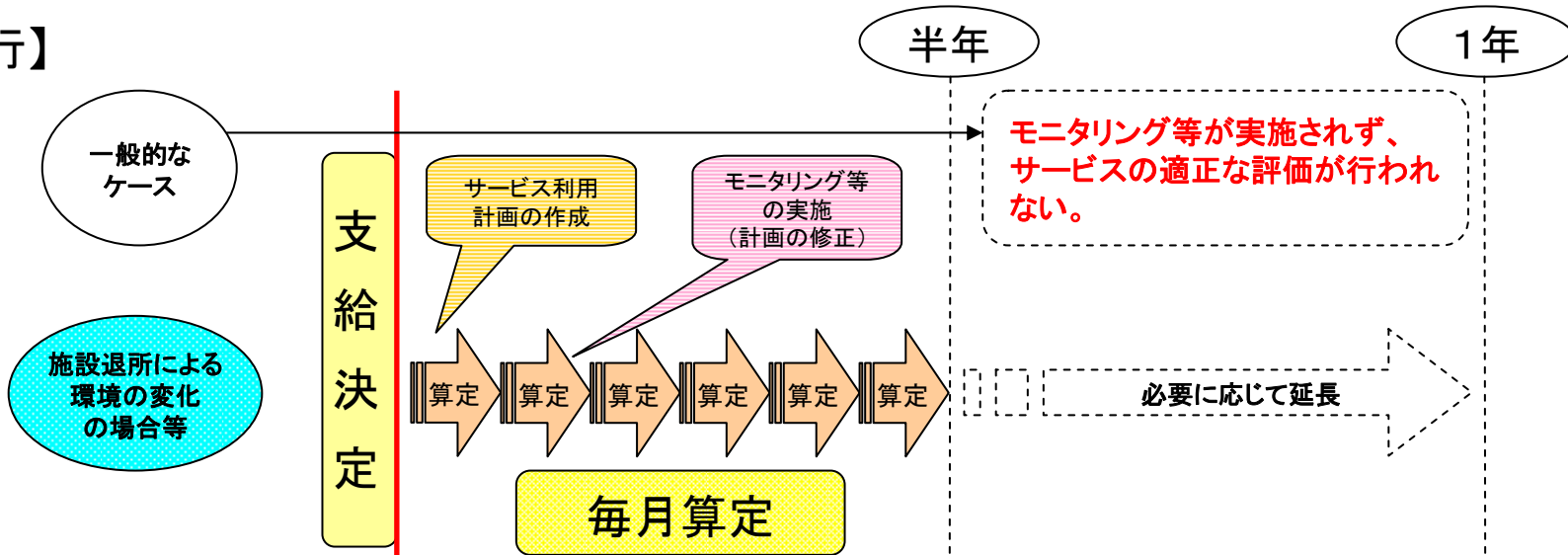
- サービス利用計画作成費の利用実績が低いことの要因の一つとして、現在のサービス利用手続においては、サービス利用計画の作成が、市町村による支給決定の後になっていることが指摘されている。
- また、現在のサービス利用手続について、障害者の受けるサービスが適切なもの（必要かつ十分なもの）となるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入して、支給決定の参考とすべきとの指摘がある。
- サービス支給決定時のほか、サービス利用計画に基づくサービスの利用が、当該障害者のニーズや課題の解消に適合しているかを確認するために、一定期間ごとにモニタリングを実施すべきとの指摘がある。

【見直した場合のイメージ例】

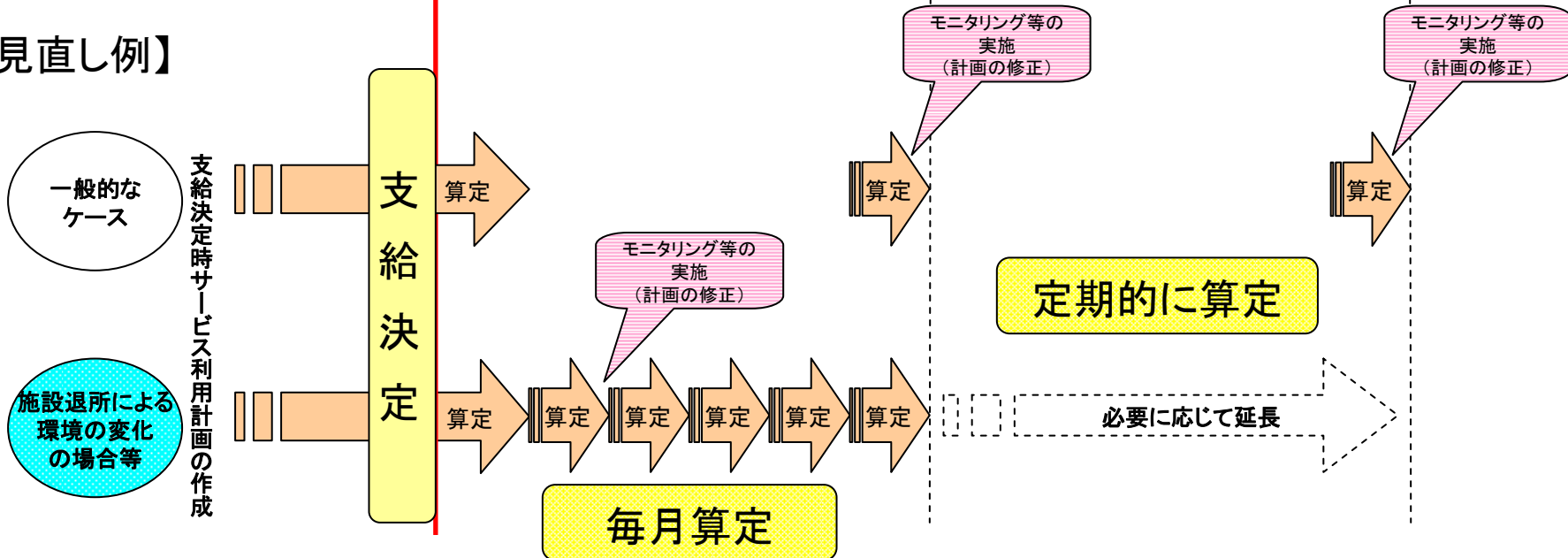


【モニタリングのイメージ例】

【現行】



【見直し例】



(続き)

- 現行制度では、障害者のニーズは多様であること等の理由から、市町村が、個人ごとに、その責任において統一かつ総合的な判断により支給決定を行う仕組みとなっている。

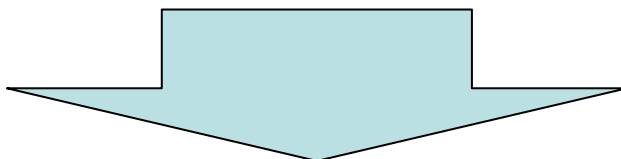
一方、サービス利用計画の作成は民間の指定相談支援事業者が行うこととされており、現行制度のまま支給決定のプロセスにケアマネジメントを導入した場合には、市町村が支給決定を行うという仕組みと整合性がとれないこととなるおそれがある。

したがって、市町村がその責任において統一かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みを維持しながら、どのように支給決定のプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入するかが課題となる。

→ 支給決定時におけるケアマネジメントについては市町村が関わっていくなどの工夫が必要ではないか。

- また、ケアマネジメントについて、対象者を見直していくこととあわせて、質の向上を図っていくべきとの指摘がある。

→ 研修の実施などにより、ケアマネジメントについて専門的に対応する人材の確保を図るなど、適切なケアマネジメントを実施できるような体制について検討が必要。



【論点(案)】

(サービス利用の手続)

1. サービス利用の手続について、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入することについて、どのように考えるか。その際、市町村がその責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みとの整合性を確保するための工夫が考えられないか。

(モニタリングの実施)

2. サービス利用計画の作成後についても、サービス利用計画作成費の活用により、一定期間ごとにモニタリングを実施することとすべきではないか。

(ケアマネジメントを実施する体制)

3. 研修の実施などによる質の確保を含め、ケアマネジメントを実施する者、体制について、どのように考えるか。

3. 自立支援協議会

現状

○ 地域自立支援協議会

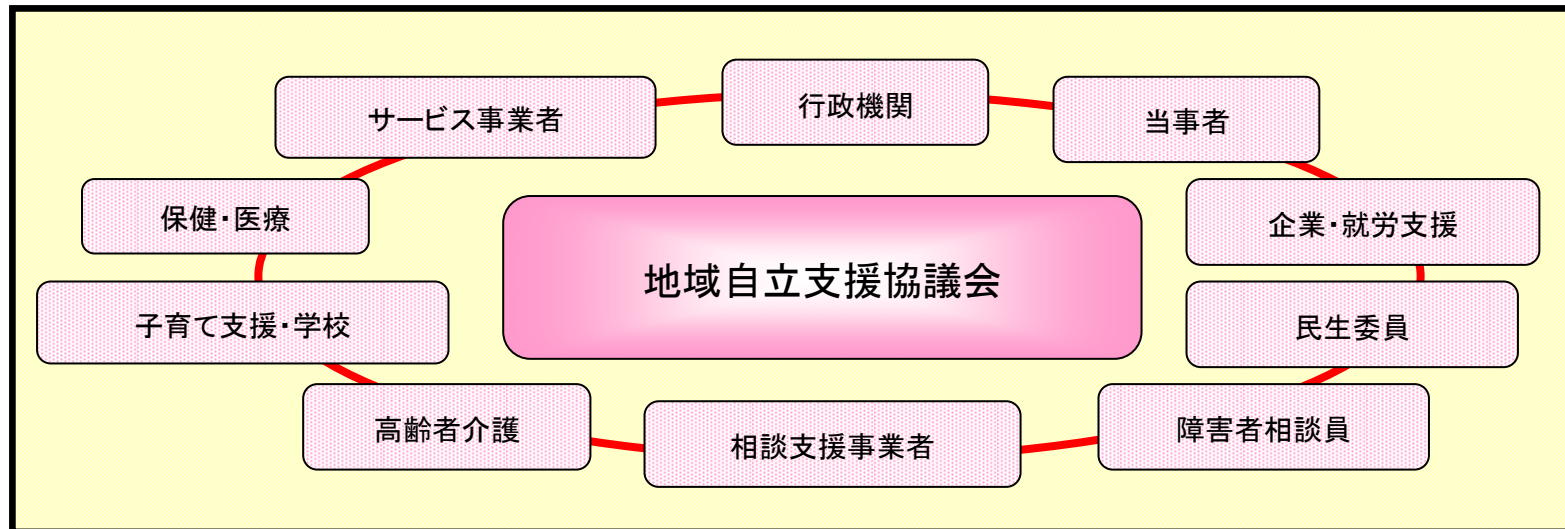
… 市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置。(一般財源で設置)

※複数市町村による共同実施可。また、運営を指定相談支援事業者に委託可

- 【主な機能】
- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
 - ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
 - ③ 地域の社会資源の開発、改善

○ 都道府県自立支援協議会

… 都道府県が、都道府県全体でのシステム作りに関する主導的役割を担う協議の場として設置。



(自立支援協議会の活性化)

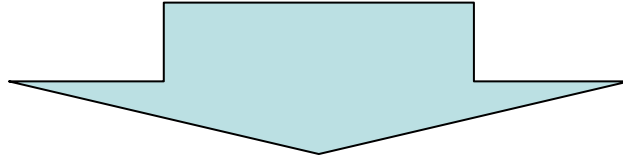
- 自立支援協議会の設置状況は次のとおりとなっており、地域の支援体制の構築のため、設置を促進していくことが必要となっている。また、現在は、自立支援協議会設置の法律上の根拠が明確ではない状況がある。

(20年4月1日現在)

都道府県自立支援協議会 45／47都道府県 = 95.7%
(富山県、宮崎県が今年度中に設置予定)

地域自立支援協議会 1,188／1,811市町村 = 65.6%
(366市町村(全体の20.2%)が今年度中に設置予定)

- また、自立支援協議会について、運営マニュアルの作成(平成19年度)や、都道府県のアドバイザーに対する研修(平成19年度から実施)などにより、協議会の立ち上げや運営の支援を行っているところであるが、運営状況に市町村等ごとに差があり、更に活性化を図っていくべきとの指摘がある。



【論点(案)】

(自立支援協議会の法定化)

1. 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上の位置付けを明確にするべきではないか。

(自立支援協議会の運営の支援)

2. あわせて、運営マニュアルや運営の好事例の周知など、国や都道府県において設置・運営の支援を図っていくべきではないか。